日高デイトレセンター　介護予防・日常生活支援総合事業

利用料概要　R4.09.01 高崎市は６級地　１単位＝10.27 円

令和３年４月の法改正に伴う当施設の利用料金体系については下記のとおりとなります。
ご不明な点が等は左記へお問い合わせください。TEL027-387-0007 相談員　萩原・及川・小山・佐藤

☆サービスコード表は裏面にございます。ご確認お願いします。

◆介護予防・日常生活支援総合事業の方（1 ケ月あたりの料金）　級地は各市町村により異なります
（回数計算の対象については市町村によって異なります）

項　目	説　　明	単位数
通所型独自サービス１	（ケアプランに基づき）概ね週１回程度ご利用の場合	1672
通所型独自サービス１回数	（ケアプランに基づき）１ヶ月の中 全部で４回までの場合	384
通所型独自サービス２	（ケアプランに基づき）概ね週２回以上ご利用の場合	3428
通所型独自サービス２回数	（ケアプランに基づき）１ヶ月の中 全部で５～８回までの場合	395
加　算	**加 算 要 件**	**単位数**
運動器機能向上加算	運動器機能向上に関わる個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を実施します。	225
生活機能向上連携加算Ⅱ2	訪問リハビリ等に所属のリハビリ職と連携し訓練等を行う場合	100
サービス提供体制加算　Ⅲ	介護福祉士/介護職員が４割以上配置	通所型Ⅰ：24 通所型Ⅱ：48
事業所評価加算	評価対象期間における利用者の要支援状態の維持・　改善の割合が一定以上となる等の基準	120
栄養アセスメント加算	利用者ごとに聞き取りを行い、栄養面の解決するべき問題を把握し、ケアマネジャーへ報告した場合	50
栄養改善加算	低栄養状態の改善を図る相談・管理を行う場合	200
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能が低下している利用者に対して指導を行う場合	150
科学的介護推進体制加算	利用者の心身状況等を厚生労働省へ報告し、フィードバックを受け取り活用している場合	40
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の　59 ／ 1000　加算	
特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の　10 ／ 1000　加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の　11 ／ 1000　加算	

◆ 通所型サービス（みなし）サービスコード表　高崎市等「国基準相当型」総合事業対象者　※令和３年４月時点では、「予防通所介護」の単位数と同じとなります。級地に関しては施設所在地ではなく、各利用者様の保険者に合わせます。

保険者　高崎市の方：6 級地（10.27）
保険者　前橋市・伊勢崎市・渋川市・玉村町の方：7 級地（10.14）
保険者　上記以外の市町村の方：その他（10.0）

◆介護予防・日常生活支援総合事業の方　サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算　定　項　目	単位数	算定単位
A6	1111	通所型独自サービス１	事業対象者・要支援１　1,672 単位	1672	１月につき
A6	1121	通所型独自サービス２	事業対象者・要支援２　3,428 単位	3428	
A6	1112	通所型独自サービス１・日割	事業対象者・要支援１　55 単位	55	１日につき
A6	1122	通所型独自サービス２・日割	事業対象者・要支援２　113 単位	113	
A6	1113	通所型独自サービス１・回数	事業対象者・要支援１　※1 月の中で 4 回まで利用された場合	384	
A6	1123	通所型独自サービス２・回数	事業対象者・要支援２　※1 月の中で 5～8 回まで利用された場合	395	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	事業対象者･要支援１　介護福祉士/介護職員が 4 割以上配置されている場合	24	１月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2	事業対象者･要支援２　介護福祉士/介護職員が 4 割以上配置されている場合	48	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善の必要性があり、個別で計画作成をした場合　200 単位	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	口腔改善の必要性があり、個別で計画作成をした場合　150 単位	150	
A6	5002	運動器機能向上加算	運動器機能向上加算　225 単位加算	225	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ２	生活機能向上連携加算　100 単位加算	100	
A6	6116	栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算　50 単位加算	50	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算　40 単位加算	40	
A6	5005	事業所評価加算	事業所評価上加算　120 単位加算	120	
A6	6100	通所型サ 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6119	通所型サ　特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数の 10/1000 加算		
		ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算　所定単位数の 11/1000 加算		

＊食事の提供　1 食あたり　710 円　※食事のご利用は任意です。
＊くもん学習療法　2400 円／月
＊ 各種プログラム（陶芸教室・料理教室・手芸教室等）にかかる費用　材料費（実費相当）
＊ おむつ代 100 円　　尿取りパット 50 円　　マスク 50 円

日高デイトレセンター　通所介護　利用料概要

R4.07.01 高崎市は６級地　1単位＝10.27円

令和３年４月の法改正に伴う当施設の利用料金体系については下記のとおりとなります。
ご不明な点が等は左記へお問い合わせください。TEL027-387-0007 相談員　萩原・及川・小山・佐藤

☆サービスコード表は裏面にございます。ご確認お願いします。

◆通所介護　：　要介護１～５に区分された方　（1日あたりの料金）

介護度・単位 所要時間	介護度１	介護度２	介護度３	介護度４	介護度５
3時間以上4時間未満	343	393	444	493	546
4時間以上5時間未満	360	412	466	518	572
5時間以上6時間未満	522	617	712	808	903
6時間以上7時間未満	540	638	736	835	934
7時間以上8時間未満	604	713	826	941	1054
8時間以上9時間未満	620	733	848	965	1081

加　算	単位	加 算 要 件
入浴介助加算Ⅱ	55	入浴介助を行なった場合（個別機能訓練計画への位置付けの為、事前に自宅訪問をして浴室環境の確認をさせて頂きます）
個別機能訓練加算Ⅰロ	85	常勤専従の機能訓練士を複数名配置している場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20	リハビリ記録を厚生労働省へ報告している場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	介護福祉士/介護職員が4割以上配置
生活機能向上連携加算Ⅱ2	100	訪問リハビリ等に所属のリハビリ職と連携し訓練等を行う場合
栄養アセスメント加算	50	利用者ごとに聞き取りを行い、栄養面を解決するべき問題を把握し、ケアマネジャーへ報告した場合
栄養改善加算	200	低栄養状態の改善を図る相談・管理を行う場合（要介護者は月に2回まで）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150	口腔機能が低下している利用者に対して指導を行う場合（要介護者は月に2回まで）
科学的介護推進体制加算	40	利用者の心身状況等を厚生労働省へ報告し、フィードバックを受け取り活用している場合
ADL維持等加算Ⅰ	30	利用者ごとに身体機能を評価し、厚生労働省へ報告し、一定の基準を満たした場合
ADL維持等加算Ⅱ	60	利用者ごとに身体機能を評価し、厚生労働省へ報告し、一定の基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の　59 ／ 1000　加算	
特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の　10 ／ 1000　加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の　11 ／ 1000　加算	
送迎を行わない場合の減算	▲47 ／ 片道　利用者自ら通う場合、家族が送迎を行う場合	

＊ 食事の提供　1食あたり　710円　※食事のご利用は任意です。
＊ くもん学習療法　2400円／月
＊ 各種プログラム（陶芸教室・料理教室・手芸教室等）にかかる費用　材料費（実費相当）
＊ おむつ代 100円　　尿取りパット 50円　　マスク 50円
＊ 網掛けの加算においては、体制が整い次第算定予定となっております。

◆要介護の方　サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
15	3686	通所介護Ⅲ１１	二 大規模型通所介護費（Ⅱ）	3 時間以上 4 時間未満	要介護１　343 単位	340	1 日につき
15	3687	通所介護Ⅲ１２			要介護２　393 単位	389	
15	3688	通所介護Ⅲ１３			要介護３　444 単位	440	
15	3689	通所介護Ⅲ１４			要介護４　493 単位	488	
15	3690	通所介護Ⅲ１５			要介護５　546 単位	540	
15	4801	通所介護Ⅲ２１		4 時間以上 5 時間未満	要介護１　360 単位	356	
15	4802	通所介護Ⅲ２２			要介護２　412 単位	408	
15	4803	通所介護Ⅲ２３			要介護３　466 単位	461	
15	4804	通所介護Ⅲ２４			要介護４　518 単位	513	
15	4805	通所介護Ⅲ２５			要介護５　572 単位	566	
15	3691	通所介護Ⅲ３１		5 時間以上 6 時間未満	要介護１　522 単位	517	
15	3692	通所介護Ⅲ３２			要介護２　617 単位	611	
15	3693	通所介護Ⅲ３３			要介護３　712 単位	705	
15	3694	通所介護Ⅲ３４			要介護４　808 単位	800	
15	3695	通所介護Ⅲ３５			要介護５　903 単位	894	
15	4806	通所介護Ⅲ４１		6 時間以上 7 時間未満	要介護１　540 単位	535	
15	4807	通所介護Ⅲ４２			要介護２　638 単位	632	
15	4808	通所介護Ⅲ４３			要介護３　736 単位	729	
15	4809	通所介護Ⅲ４４			要介護４　835 単位	827	
15	4810	通所介護Ⅲ４５			要介護５　934 単位	925	
15	3696	通所介護Ⅲ５１		7 時間以上 8 時間未満	要介護１　604 単位	598	
15	3697	通所介護Ⅲ５２			要介護２　713 単位	706	
15	3698	通所介護Ⅲ５３			要介護３　826 単位	818	
15	3699	通所介護Ⅲ５４			要介護４　941 単位	931	
15	3700	通所介護Ⅲ５５			要介護５　1054 単位	1043	
15	4811	通所介護Ⅲ６１		8 時間以上 9 時間未満	要介護１　620 単位	614	
15	4812	通所介護Ⅲ６２			要介護２　733 単位	726	
15	4813	通所介護Ⅲ６３			要介護３　848 単位	839	
15	4814	通所介護Ⅲ６４			要介護４　965 単位	955	
15	4815	通所介護Ⅲ６５			要介護５　1054 単位	1070	
15	5301	通所介護入浴加算Ⅱ	入浴介助を行なった場合（個別機能訓練計画書位置づける為、事前に自宅訪問をして浴室環境の確認をさせて頂きます）55 単位加算			55	1 日につき
15	5051	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ　85 単位加算			85	
15	5052	個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅱ　20 単位加算			20	
15	6102	サービス提供体制強化（Ⅲ）	サービス体制強化加算（Ⅲ）　6 単位加算			6	
15	4003	生活機能向上連携Ⅱ2	生活機能向上連携加算Ⅱ2　100 単位加算			100	1月につき
15	6116	栄養アセスメント加算	計画書を作成し、個別で関わった場合　50 単位加算			50	
15	6361	科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算　40 単位加算			40	
15	6338	ADL 維持等加算Ⅰ	※体制が整い次第算定予定となっております。(R4.4 以降）※			30	
15	6339	ADL 維持等加算Ⅱ				60	
15	5605	通所介護栄養改善加算	計画書を作成し、個別で関わった場合　150 単位加算			150	月2回限度
15	5606	口腔機能向上加算	計画書を作成し、個別で関わった場合　150 単位加算			150	
15	5612	通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			－47	片道につき
15	6108	通所介護処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　所定単位数の 59/1000 加算				1 月につき
15	6112	通所介護特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数の 10/1000 加算				
		ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 11/1000 加算				